

南九州市選挙管理委員会告示第 19 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 65 条の 13 第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

南九州市選挙管理委員会
委員長 門園博徳

場 所	期 間	時 間
南九州市役所 穎娃庁舎 南九州市 穎娃町 牧之内 2830 番地	令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 19 日まで	午前 8 時 30 分か ら午後 8 時まで
南九州市役所 知覧庁舎 南九州市 知覧町 郡 6204 番地		
南九州市役所 川辺庁舎 南九州市 川辺町 平山 3234 番地		